

沢田悠学館（十和田市農村交流施設）

農業振興のための会議及び研修並びに市民の交流、集会その他の文化活動等多目的な利用に供し、農業及び農村の活性化を図るための農村交流施設。

（平成 14 年開館、平成 22 年度から管理が十和田湖支所からスポーツ・生涯学習課へ移動）

○ 施設概要

① 所在地：

十和田市大字沢田字下洗 21 番地 1

TEL 73-2012 FAX 73-2017

② 構造・規模

ア 構造：鉄骨耐火造 平屋建て

イ 規模：建築面積 1,233.3㎡

（延床面積 1,018.3㎡） 駐車台数 49 台

③ 開館時間：午前 9 時～午後 9 時

④ 休館日：

国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

⑤ 使用料（令和元年 10 月 1 日より）

（単位：円）



区 分	午前 (9時～12時)	午後 (12時～17時)	夜間 (17時～21時)
世代交流の間 1 (35㎡ 18畳 36人)	1,320	1,980	2,640
世代交流の間 2 (53㎡ 24畳 48人)	1,320	1,980	2,640
食文化普及室 (63㎡ 30人)	1,320	1,980	2,640
ふるさと創作室 (38㎡ 20人)	1,100	1,650	2,200
生活セミナー室 (42㎡ 20人)	1,100	1,650	2,200
営農研修室 (60㎡ 35人)	1,100	1,650	2,200
コミュニティホール (474㎡ 150～200人)	5,500	8,250	11,000
附属設備及び備品類	市長が別に定める額		

備考

- 暖房期間中（11 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）は、使用料に当該使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額を加算する。
- 冷房を使用する場合は、使用料に当該使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額を加算する。
- 電気、水道又はガスを特に多量に使用する場合は、使用料にその実費相当額を加算する。
- 使用者が入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合及び営利を目的として使用する場合は、使用料に当該使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。
- 使用の時間帯の区分に定める時間以外に使用した場合の 1 時間当たりの使用料は、午前、午後及び夜間の区分の額を合算し、12 で除して得た額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。
- 1 から 5 までの規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。